

女性の政治参加と家父長制社会の変容

—ルワンダと日本との比較—

戸田 真紀子

(京都女子大学現代社会学部)

フォーチュネ・バイセンゲ

(プロテスタント人文・社会科学大学/PIASS, ルワンダ)

本稿の目的は、ルワンダを事例として、高い女性議員比率が家父長制社会の価値観に変化を及ぼすことを明らかにすることである。女性議員をテーマとする先行研究は多いが、女性議員比率が低い理由に焦点を当てたものが大部分であり、また、特に日本では欧米との比較研究が多い。本稿は、女性議員が与える影響についての研究であり、また、アフリカのルワンダと日本を比較するものである。下院における女性議員比率世界一を誇るルワンダも日本と同じく家父長制社会であるが、クオータ制が導入され、女性議員比率が高まるにつれ、社会の変化が指摘されてきている。結論から言えば、ルワンダにおいては、家父長制社会が解消され、男女平等の意識が社会で高まったことにより、女性議員の数が増えたのではない。1994年のジェノサイド後に成立した新政府の方針により、クオータ制が導入され、政治判断により女性議員比率が急激に伸び、党派を超えた女性議員の連帯により、女性の権利を守る法律が制定されている。そして、こういった政治状況に伴い、家父長制社会の変化が報告されているのである。他方、女性議員へのインタビュー調査などの結果を踏まえ、ルワンダと比較すると、衆議院での女性議員比率が1割前後を低迷し続ける日本では、ルワンダのように政治の決断がなく、女性の連帯が弱いことが指摘できる。日本においても、家父長制社会の価値観の変化を待つのではなく、クオータ制の導入など政治が決断し、女性の連帯を強固にすることが必要である。

キーワード：ジェンダー、女性議員比率、家父長制社会

はじめに

原始、女性は太陽だったかもしれない。しかし、女性が参政権を獲得するまでの歴史を紐解いて見れば、女性の置かれてきた地位の低さに驚かされる。J. S. ミルが19世紀後半に公表した『女性の解放』(1869, 邦訳1957)では、「文明とキリスト教とが女性に正当な権利をとり戻してくれたと、われわれは教えられている。ところが妻はいぜんとして事実上夫の奴僕であり、その法律上の義務にかんしてもふつう奴隷とよばれているものとなんら変りはない」(ミル 1957: 81) というように、当時のイギリス女性の地位の低さが語られている¹⁾。19世紀のイギリスの話をここでなぜ持ち出すのか。ミルの主張が現在の日本に当てはまるか

らである。議論の端緒として、ミルの『女性の解放』の冒頭部分を紹介したい。

主張の要旨

第1章 男性の女性支配は暴力と無思慮な感情との上になつ

第1節 一般の慣習からみて女性の政治的社会的従属を正当と思つてはならない

1 私の目的は、女性の男性にたいする法律的隷従は誤りであり、完全な平等が実現されなければならないということを、証明するにある。

2 この主張を擁護するのは困難である、な

ぜならば、女性に平等な地位をみとめることにたいする反対は、議論の結果ではなくして、非常に強い感情に根差すものだからである。

(中略)

10 女性は、みずから進んで、しかも不平もいわずに、その無能力な状態を受けいれているという議論がある。(中略) 女らしくない望みは抑えるようにという教えがなかったならば、もっと多くの女性が抗議をするであろう。(中略)

11 女性が集団的に反抗するのを好まないのは、もう一つには、男性をひきつけるような人となることが、女性の教育と品性陶冶との終局の目標となっているからである。

(後略)

1869年に発表されたミルの主張から、2つのことを確認することが出来る。(1)女性の権利獲得の主張に対しては、論理的な議論をすることが難しく、感情的な反発が強いということと、(2)子どもの頃からの躾によって、女性自身が自分を取り巻く問題に従順になり、あきらめやすくなっているということである。前者であれば、国会・地方議会を問わず女性議員に向けられる野次から、#Metoo 運動に対する与党男性議員からの揶揄など²⁾が想起できる。後者については、「日本女性は控え目が美德であるという教育をされている」(日本の女性議員へのインタビューより)という指摘の通りである。他方、ミルが触れている「法的従属」という言葉に対して、日本国憲法では男女平等が保障されているという反論があるかもしれない。しかし、女性差別撤廃委員会 (CEDAW) は、日本国憲法の下位にある日本の法律が男女平等に基づいているとは見做してはいない³⁾。

「政治的社会的」に問題とされている課題の1つが、女性の政治参加の遅れである。後述するように、下院における女性議員比率のランキングにおいて、2019年9月現在、日本は191カ国中163位である。長年議論されている問題であるが、一向に改善される傾向がない。なぜ女性議員が増加しないのか、その原因を探る研究は数多く発表され

ている(竹安 2002、春日 2016、三浦 2016など)。他方、女性議員が増えることによって、社会にどのような影響を与えるかという研究は少数派である(Devlin & Elgie 2008)。

本稿の目的は、女性議員比率の高さが家父長制社会にどのような影響を与えるのかを明らかにすることである。社会が変わり、女性の政治参加が容認され、女性議員数が増加するというシナリオの実現は難しい。家父長制の価値観を乗り越えて社会が変わり、女性議員数が増加することを期待するよりも、政治判断で女性議員数を増加させて家父長制社会の変革を目指すシナリオの方が現実的ではないだろうか。

この点につき、下院における女性議員比率世界一を誇るルワンダの事例研究が有用である⁴⁾。ルワンダは長く家父長制社会であり、現在でもDVなどの課題を抱えている。しかし、クオータ制が導入され女性議員比率が高まるにつれ、家父長制社会の変化が指摘されてきている。結論から言えば、ルワンダにおいては家父長制社会が解消され、男女平等の意識が社会で高まったから、女性議員の数が増えたのではない。1994年のジェノサイド後に成立した新政府の方針によりクオータ制が導入され、政治判断により女性議員比率が急激に伸び、党派を超えた女性議員の連帯により女性の権利を守る法律が制定されている。そして、こういった政治状況に伴い、家父長制社会の変化が報告されているのである。政治判断と女性の連帯は日本で見られるだろうか。

1. 世界の女性議員比率の現状と日本の遅れ

先行研究を見れば明らかなように、日本でもクオータ制導入の必要性はすでに十分に議論されている。そして、2018年5月には「政治分野の男女共同参画推進法」が成立、施行され、各政党は法律に従って候補者を選ぶはずであった。しかし、2019年4月7日に投開票された41都道府県議選での女性候補の割合は、自民党4.2%、立憲民主党26.0%、国民民主党12.4%、公明党8.4%、共産党45.7%でしかなかった(酒井 2019)。2019年7月の参議院選挙では、社民党71.4%(5人)、共産党55.0%(22人)、立憲民主党45.2%(19人)、

表1 下院における女性議員比率が30%以上の国（2019年9月1日現在）

順位	国名	女性議員比率(%)	順位	国名	女性議員比率(%)
1	ルワンダ	61.25	28	オーストリア	37.16
2	キューバ	53.22	29	タンザニア	36.90
3	ボリビア	53.08	30	ブルンジ	36.36
4	アンドラ	50.00	31	チュニジア	35.94
5	メキシコ	48.20	32	イタリア	35.71
6	スペイン	47.43	33	ポルトガル	35.65
7	スウェーデン	47.28	34	ウガンダ	34.86
8	フィンランド	47.00	35	ベラルーシ	34.55
9	グレナダ	46.67	36	モナコ	33.33
10	ナミビア	46.15	37	ネパール	32.73
11	南アフリカ	45.98	38	スイス	32.50
12	コスタリカ	45.61	39	イギリス	32.00
13	ニカラグア	44.57	40	ガイアナ	31.88
14	ベルギー	42.67	41	ジンバブエ	31.85
15	セネガル	41.82	42	オランダ	31.33
16	ニュージーランド	40.83	43	カメルーン	31.11
〃	ノルウェー	40.83	44	エルサルバドル	30.95
18	フランス	39.69	〃	トリニダード・トバゴ	30.95
19	モザンビーク	39.60	46	ドイツ	30.89
20	北マケドニア	39.17	47	オーストラリア	30.46
21	デンマーク	39.11	48	アンゴラ	30.00
22	アルゼンチン	38.91	〃	ラトビア	30.00
23	エチオピア	38.76	〃	ペルー	30.00
24	東チモール	38.46			
25	アイスランド	38.10			
26	エクアドル	37.96			
27	セルビア	37.65	163	日本	10.15

出典：IPU（2019）

国民民主党35.7%（10人）、日本維新の会31.8%（7人）、自民党14.6%（12人）、公明党8.3%（2人）であった（時事通信社 2019）。政権与党である自民党と公明党が、法律の趣旨をもっとも無視している政党であることには驚かされる。

表1は、191カ国のランキングが示された列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union, IPU）のリストから、下院における女性議員比率が30%以上の

国々（50カ国）の一覧を示したものである。1869年にミルが『女性の解放』を著してから150年経ったイギリスの女性議員比率は32%（39位）である。これに対して日本は、10.15%で163位である。1869年の時点でイギリスの女性は男性と平等の権利を与えられていなかった。150年後に、39位と163位の違いを生じさせた要因は何だろうか。

日本の女性議員比率はG7の中でも最低である。

フランス39.69% (18位)、イタリア35.71% (32位)、イギリス32.00% (39位)、ドイツ30.89% (46位)、カナダ26.95% (60位)、米国23.56% (78位) に対して、日本の10.15% (163位) は格段に低い。市民講座で、「女性議員が少なくて何が悪い」という罵声を年配の男性から浴びたことがある。確かに、全ての女性議員が女性や子どもの利益を第一に考えて行動しないことは、ここ数年の女性の衆議院議員の発言が雄弁に物語っているが、女性議員比率が3割を超えれば、女性や子どものための政策が増えると言われている(クリティカル・マス)。国内の調査でも、男性議員が重視する政策は「外交・安全保障」であり、「教育・子育て」ではない⁵⁾。増加の一途をたどる防衛費に対して、学校でのいじめ問題や児童虐待の問題の解決に向けての予算は明らかに不足している。2017年6月に、「110年ぶりの大幅改正」と注目されて、性犯罪に関する改正刑法が国会で可決・成立したが、少なくとも刑法177条について、「暴行又は脅迫」という要件の証明を被害者に求めるような文言が残ったのは⁶⁾、国会で女性議員が3割以上を占めていない結果ではないだろうか。何より、民主主義の在り方から考えれば、議会の構成は、性や世代など現実の人口構成を反映させたものであるべきであるし、現在の国際社会が男女比50%を目標に掲げていることを重く受け止めるべきである⁷⁾。

日本の女性議員が少ない理由として先行研究が示しているものは、「三パン」(地盤、看板、カパン)を持たず、「嫁入婚」の習慣により家族親戚から反対され、立候補を断念する女性の姿である。さらに大きな括りでは、家父長制(patriarchy)の価値観が女性議員を増やすことの障害になっている。男性支配に加えて「親分・子分」の関係まで入れてしまうと、日本的な家父長制の価値観が未だに家庭や学校、企業、日本社会全体に広く浸透していることが理解できる。ただし、この価値観を変えることによって女性議員を増やすという方策は現実的ではない。昨今の憲法改正議論では、憲法14条の婚姻の自由さえ非難的になっているほどである。価値観を変えることは容易ではない。

冒頭で述べたように、クオータ制導入の必要性はすでに十分に議論され、2018年5月には「政治

分野の男女共同参画推進法」が成立、施行されたが、2019年4月の41都道府県議選でも、7月の参議院選挙でも、政権与党の女性候補の割合は低い比率のままであった。「政治分野の男女共同参画推進法」が施行された以上、中央・地方双方で女性議員が少ないことについて、嫁入り婚を始めとした家父長制価値観や女性の人材不足・経験不足を理由とすることはできない。女性候補者が増えない理由として、男性議員の持つ既得権益や利権が女性候補者の擁立を妨げていることが指摘できよう。この法律ができたことで、責任は社会ではなく政党に移っている。人材をどう育てるかを含めて、政策としてどのように女性議員比率を高めていくか、そして、それによって社会が変化の兆しを見せ始めるのかということ、これからルワンダを事例としてみていきたい。

2. ルワンダの女性議員の増加とその貢献(立法)、社会への影響

2.1. 女性議員の増加を支える背景

2.1.1. 歴史的背景：Queen Mother の伝統

女性議員を増加させるという新政府の方針に対して、人びとは反感を覚えなかったのだろうか。現地でのインタビューでは、植民地化以前のルワンダ王国における Queen Mother (多くの場合、王の実母) の地位、及び家庭における伝統的な女性の地位が高かった歴史のあることが指摘された。

ベルギーとカトリック教会による介入が始まる以前、ルワンダ王国では、王と Queen Mother、評議会(Abirus Council)の三者による「コンセンサスの政治」が行われていた。先王が次の王のために Queen Mother を選び、評議会がその決定を承認する。先王が亡くなると、次の王は Queen Mother が決定し、Queen Mother は王の言葉を伝える共同統治者となった。そのため、家庭のレベルでも女性の権威は高かったという⁸⁾。

2.1.2. 移行政府・新政府の方針

「はじめに」で触れたように、ルワンダで女性議員が増加したのは、有権者が女性候補者を選んで投票するようになったからではない。ジェノサイド後に成立した移行政府(GNU)の方針によ

り女性議員が増加し、新憲法（2003年制定。15年改正）がクオータ制を導入したため、2003年の議会選挙では女性議員比率が急上昇した（1994：17% ⇒ 2000：26% ⇒ 2003：49% ⇒ 2008：56% ⇒ 2013：64% ⇒ 2017：61.3%）。

GNUの時代には、議会は一院制であり、各政党による指名により議員は選ばれていた。RPFの所属議員は、半数近くを女性が占めていた（Powley 2006：5）。UNDPの報告書によれば、「RPFはクオータ制を支持し、女性の政治的リーダーシップの経験の形成や、有権者を女性候補者への投票になじませることに取り組んだ」。例えば、「2001年と2006年に行われた地方の地区選挙」の際には、一般票、青年票、女性票の3票が設定された。「この制度は、何名かの女性が地区の議会に選出されることを保証し、女性候補者に投票するという経験を有権者に」与えた。それまでのルワンダは女性が公的なリーダーとしての役割を果たせなかった国であったが、この制度により、国民は「女性に投票することを容認」する方向に導かれることになったのである（UNDP 2012：96-97, 2013 仮訳：96-97）。

GNUは、政府のあらゆるレベルで女性の参加を促すために、「隣組から国のレベルまで、政府の数多いレベルのそれぞれに、女性評議会」を設置した。「当初、各レベルの女性評議会の代表1名が、そのレベルの公共の議会に議席枠1つを持ち、女性評議会と政府の間のつながりを作り出した。女性評議会は女性がリーダーシップ・スキルを伸ばし、様々なコミュニティにおいて支持を築き上げる機会を提供した。憲法に定められるクオータ制が採択されて議会の30%の議席が女性枠となった2003年、これらの議席は既存の女性評議会制度に属する女性によって充たされた」（UNDP 2012：96-97, 仮訳 2013：96-97）。2003年憲法の第139条には、「その他の国家機関」として、後述する Gender Monitoring Office と共に、National Women's Council が規定されている。

政党の役割も見ておきたい。「ルワンダの政治指導者が女性の政治的平等に取り組んだため、クオータ制を憲法に盛り込むこと、女性が政治的権限のある地域に就くことが可能になった。RPFが

親女性的立場を取ったために、他の政党もこれに倣うことが必要となり、ルワンダでは有権者の過半数が女性であるだけに、それがなおさらであった」。他の政党がRPFの進めるこれらの改革に反対していれば、女性が政治的に疎外されるリスクがあったことをUNDPは指摘している（UNDP 2012：96, 2013 仮訳：96）。

ただし、2003年憲法がクオータ制で割り当てたのは30%であり、下院80議席のうち女性枠は24議席である（比例代表制直接選挙で53議席、青年枠が2議席、障がい者枠が1議席）。女性が議席の6割を占めるようになったことは、クオータ制だけが理由ではない。比例代表制で選出される候補者リストに、各政党が憲法で定められた「3割」を超える女性候補を載せるようになった結果である。

ジェンダー平等を推進する大統領の姿勢は、社会の変化にとって重要である。現地での聞き取り調査では、大統領演説で「ジェンダー平等」という言葉が繰り返し用いられるため、村の男性たちの意識が少しずつ変化していることが指摘された。地区の民生委員がDVに目を光らせ、話し合いをして夫を諭すという活動も行われている。

ルワンダ政府は憲法が定める30%を超えて、50%を女性の雇用割合の目標数値としており⁹⁾、JICAのプロジェクトでも工事現場の日本人責任者は現地での雇用について50%は女性とするように努めていると話していた。政府の政策は伝統の変更にも及び、例えば、ルワンダ王国の伝統を再現する観光村では、男性ダンサーと女性ダンサーが共に踊る姿が見られるが、これも政府の方針であり、以前にはなかった光景である。

2.1.3. 女性の団結

第3回世界女性会議（1985、於：ナイロビ）を受けて、ルワンダにも、Duterimbere（1987）など女性団体が創設されるようになった。これら女性運動からの要求と、援助ドナー（世界銀行、IMFなど）からの民主化圧力を受けて、1992年、ハビヤリマナ政権は、女性と子どもの地位を改善するための女性・家族推進省を設置した。翌1993年には、野党から、初の女性首相として、Agathe

Uwilingimana が任命された。彼女は穏健派のフツ政治家であり、ジェノサイドを計画したハビヤリマナ政権内のフツ過激派グループにより、真っ先に狙われ殺害された犠牲者であった。

ジェノサイド後の女性たちの貢献は、ルワンダの人々が女性議員を受け入れる素地となった。ジェノサイド終結時、男性の多くが被害者として殺害されるか、加害者として難民となり国外にいるという事態になり、人口の7割が女性であった。その結果、内戦後5年間は男性の代わりに女性が働いた。女性は世帯主となり、村の指導者となり、家計を支え、死者を弔い、50万人近い孤児たちに家やシェルターを見つけ、社会を再建していった (Powley 2003 : 13)。ジェノサイドから5年経ったとき、カガメ大統領自ら「女性は裏切らない」というスピーチを行ったように¹⁰⁾、女性の能力の高さが国民の認めるところとなった (戸田 2015)。国の発展に女性が必要であるということが理解されたのである。女性たちが被害者と加害者の妻という対立関係を乗り越えて共に社会を再建したということも、和解の象徴として付け加えておきたい。

女性たちは、ジェノサイド後に自分たちの果たした貢献を自負しており、「女性が政治機関のあらゆるレベルにおいて代表される平等な機会を持ち続けることを確保するために働いた」。特に、他のアフリカ諸国において、「反政府運動が政権の座に就いた後に女性が政治から疎外された」先例を熟知していた女性たちは、「ルワンダがその轍を踏むのを防ぐために団結し、ルワンダ憲法に30%のクォータ制を正式に定めることを主張して、そのことに成功した」という¹¹⁾。RPF が女性の要望に応え、カガメ大統領による支持も貴重なものであったが、同時に女性たちは、国家の指導者が常にジェンダー平等政策を支持する保証がないことも理解していたため、憲法の規定という法的な保証を求めたのである (UNDP 2012 : 96, 仮訳 2013 : 96)。

(i) Pro-Femmes/ Twese Hamwe、ジェノサイド寡婦協会の活動

1992年に設立され、今日では54の団体を会員と

するアンブレラ組織である Pro-Femmes/ Twese Hamwe は、ジェノサイド後のルワンダ社会の再建に貢献したことで国際的に高く評価されているが、1999年に女性に土地を相続する権利を初めて認めた夫婦財産制・贈与・相続法¹²⁾や2009年の「ジェンダーに基づく暴力の防止と処罰に関する法律 (Law on the Prevention and Punishment of Gender-Based Violence)」をはじめとする法律や、2003年の憲法に定められたクォータ制などを含め、ルワンダにおける女性の法的立場を向上させた最近の変革の多くを主唱してきた。さらに Pro-Femmes は女性の地位向上のためのプログラムを推進し、2012年に始まった女性の指導力向上のためのプロジェクト (Building Capacity for Women in Leadership) には、これまで3,239人が参加したという (Pro-Femmes/ Twese Hamwe HP)。

この Pro-Femmes の会員団体の1つが1995年に設立された「ジェノサイド寡婦協会 (AVEGA AGAHOZO, Association des Veuves du Génocide Agahozo)」である。首都キガリに住みジェノサイドを生き延びた50人の寡婦が設立した組織で、現在の会員数は約2万人である。そのうち70歳以上が1,686人、732人は家族を失い身寄りがなく、1,599人がジェノサイドの時に性的暴力を受けたために HIV 陽性となった女性である。このレイプの結果、1,122人の子どもが生まれている。こういった女性や子どもたちのために、AVEGA は医療センターを運営しトラウマの治療を行ったり、福祉活動、法的助言、能力向上のための訓練などを行ったりしている (AVEGA HP)。

(ii) ルワンダ女性議員フォーラム

女性の連帯は議会でも強い。女性議員たちは1996年に「ルワンダ女性議員フォーラム (Rwanda Women Parliamentary Forum : FFRP)」という超党派議員連盟を結成し、後述するように、女性や子どもの権利を守る法律の制定に貢献した。UNDP からのインタビューに FFRP の設立者の1人は「女性の出身を考えず、人種又は政党に基づく分裂や差別無しに、女性の利益を守ろう」としてきたと話している。「移行期間中は特に、女性議員はルワンダの女性の利益が脅かされていると感じ

たときには、たびたび政党を分かつ境界線を越えた」という。「女性議員の大半が、立法府において女性の利益が真剣に受け取られることを保証する役割を果たしたのである」(UNDP 2012: 97, 仮訳 2013: 97)。

2.1.4. 2003年憲法の規定

前述のように、2003年憲法が「全ての意思決定機関において、30%のレベルで女性が参加することを」定めた結果、「下院の80議席のうちの24議席が女性枠となり、これら議席は、独立した女性のみでの選挙名簿を通して充たされている」。さらに、残りの56議席から青年枠の2議席と障がい者枠の1議席を除き、53議席が比例代表制直接選挙で選ばれるが、「政党は各自の自主的クォータ制を採用して、政党名簿における自党の候補者の30%が女性であることを確保している」。ルワンダ政府は50%の確保を政策としており、PRFも同様のルールに基づき比例代表名簿を作成している。「議席枠と政党の自主的クォータ制が相まって劇的な効果を」生んでいるとUNDPは指摘している(UNDP 2012: 97, 仮訳2013: 96)。

2.2. 女性議員が社会に与えた影響

2.2.1. 女性と子どものための法律の制定

下院での女性議員比率は世界一であるが、ルワンダは家父長制社会として評価され、ルワンダ政府から女性差別撤廃委員会(CEDAW)に提出された報告書の審査についての総括所見においても、ルワンダ社会に根深く残る男尊女卑の価値観やDVなど女性に対する暴力が指摘されている¹³⁾(CEDAW 2017)。CEDAWが指摘した問題に対して、ルワンダの女性議員たちはどのように取り組んで来たのだろうか。

ルワンダの女性議員たちは、女性と子どもに関わる分野に関心が高い。1996年に超党派議員連盟FFRPを結成した女性議員らは、法律制定に尽力する。Pro-Femmesの項目で紹介した「夫婦財産制・贈与・相続法」(1999年)の制定時には、女性議員は反対する男性議員を論破し、女性の人権を守るために最大限の貢献をした。2001年には、暴力から子どもを守るための法律が制定された。

2003年憲法は一夫多妻制を禁じ、クォータ制を導入した。2006年には、ジェンダーに基づく暴力と闘うための法案(gender-based violence bill of August 2006)を作成し、男性議員を取り込む努力により、「ジェンダーに基づく暴力の防止と処罰に関する法律」の制定に成功している(戸田2015)。

その後も、民法や土地法、労働法の多くの規定が修正されてきた。例えば、1988年制定の民法第206条(夫は家族の長であることを規定)は、人と家族を規定する法律¹⁴⁾の第206条(夫婦の平等を規定)に置き換えられている。2005年の土地法は2013年に修正され、土地と財産に対する権利について夫と妻の平等が強調されている。産前産後休業期間中の給与支払いに関する2009年の労働法を補うために、産前産後休業給付制度を制定した法律¹⁵⁾も制定されている。

2.2.2. 夫婦財産制・贈与・相続法がルワンダ社会に与えた影響

女性議員がルワンダ社会に対して果たした役割について、先述のGender Monitoring Office(GMO)の報告書を材料に、1999年の夫婦財産制・贈与・相続法がルワンダ社会に与えた影響を事例にしてについて、検討してみたい。1999年の夫婦財産制・贈与・相続法がルワンダ社会に与えた影響について、GMO(2011)は、1,287人(女性666人、男性621人)に対する調査報告を次のようにまとめている。

(i)意思決定への女性の参加割合の向上

この法律が出来るまでは、女性は土地をはじめとして財産を相続できず、所有権は父から息子に移譲された。離婚の場合、女性には夫の土地に対していかなる権利もなく、子どもがいない寡婦は、亡夫の兄弟と結婚した場合のみ亡夫の土地の使用権を主張できるだけであった。この男性優遇の伝統的規範をひっくり返したのが1999年の夫婦財産制・贈与・相続法であった。1999年の夫婦財産制・贈与・相続法は男女に平等な財産権を保障し、女性は土地や他の財産を自分自身の名前で購入し相続できるようになった。また、それら財産を銀

表2 2010年時点での公的機関における女性の割合

ポジション	日本の女性割合(%)	ルワンダの女性割合(%)
上院(参議院)	18.2(2011)	34.6
下院(衆議院)	10.9(2011)	56.3
大臣	5.6(2011)	38.1
副大臣		40.0
事務次官		50.0
本省課室長相当職以上の国家公務員	2.2(2009)	
最高裁判所判事		50.0
高等裁判所判事		25.0
ガチャチャ		35.0
裁判官	16.5	
州知事とキガリ市長		20.0

出典：内閣府男女共同参画局（2011）、内閣府・男女共同参画推進連携会議（2011）、GMO（2011：66）より筆者作成

行から融資を受けるときの担保とすることもできるようになった。これにより、女性の社会的政治的力が増大し、女性たちは地域社会の意思決定や選挙をはじめとする社会・経済活動において利益を享受できるようになった。その結果の一つが、表2に示された意思決定への女性の参加割合の向上である（GMO 2011：66）。

(ii)女性の社会的地位の向上

GMO（2011）はさらに、1999年の夫婦財産制・贈与・相続法がルワンダ社会に与えた影響として、女性に自信を与え、良い統治に女性が参加することを促したこと、警察や軍隊、様々な平和維持ミッションに参加することを通して、平和と安全保障を強化する役割を女性が果たしていることを指摘している。さらには、女性が財産を得たことで、子どもの授業料や家族の医療保険が払いやすくなったこと、HIV/エイズがもたらす様々な影響にも対処できるようになったことを指摘している。実際に調査では、回答者の69.2%が、夫婦の生活や関係にこの法律が影響を与えたと答えている。また、58.1%が家族のお金の管理について男女両方が意思決定に関わっていると答えている。さらには、89.9%が片方の配偶者の死後に、残った配偶者が全財産を管理できると答えている（GMO

2011：67-70）。これらの考え方は、慣習法とは異なるものであり、慣習法とは異なる考え方を法律が定着させ、法律が社会を変化させていく力を持っていることを示している。

女性の社会的地位について、男女共に筆者が聞き取り調査をした限りでは、ハビヤリマナ時代と現在とを比べて、過去がよかったという人びとはいなかった¹⁶⁾。聞き取り調査では、家庭内における女性の立場は夫の教育レベルによって大きく異なるという意見が大勢を占めた。夫が教育を受けていない家庭では、DVが日常化している現状が未だに存在しているということである。しかし法的政治的環境は、女性議員の増加に伴い劇的に改善されている。これはルワンダの女性議員が、男性議員の声を代弁しがちな身内出身ではないことも大きく影響しているだろう¹⁷⁾。

1994年のジェノサイド以前は、夫の許可なく妻は労働出来なかった。就労する際に必要なカードに夫のサインが必要だったからである。また、夫が亡くなっても妻には相続財産がなかった。根強く残るGBVについても、夫の教育レベルが大きく影響しており、今後改善が見込まれることや、妻が夫の暴力について地域の民生委員に訴えることができる環境が整ってきていると言う指摘もある（インタビューより）。

(iii) 今なお根強い慣習の影響

一方で上述の GMO の報告書は、慣習法の根強い影響についても指摘している。法律が実施されて11年が経った時点で、法律を知っていると回答した人は51.7%であるが、娘に親の相続権があると定めた条文を知っていたのは28.1%であった (GMO 2011 : 40)。またほとんどの回答者が、世帯財産管理と相続についてジェンダー平等の原則があり、男性と女性が同じ権利を有することは理解していたが、夫の死後、妻が世帯財産管理をするにあたっての条件を正しく理解しておらず、慣習法の強い影響が指摘されている (GMO 2011 : 40-41)。実際に裁判所に持ち込まれる事件としては、夫亡き後に寡婦が追い出されたケース、遺産の分配におけるジェンダー差別、法的に婚姻関係にある配偶者の財産権が濫用されたケース、両親の相続権を女性が主張するケースなどがある。ジェンダー平等の原則は憲法に明記されているが、夫名義で登録されている財産に対して収入のない妻の対等な権利を認めないことや、法律婚以外の

妻の立場が弱いこと、相続において男子が優遇されるなど、慣習法の影響が指摘されている。調査では回答者の82.8%が「文化は法律の妨げにならない」と回答しているものの、特に農村部で、女性の置かれている状況が法律の実施によって大きく変化したということではなく、さらには、教会が「女性は男性に従うべきである」と説いていることも指摘され、文化と宗教が法律の実施を妨げていることが明らかにされている (GMO 2011 : 54-57)。

3. 日本の女性議員とルワンダの女性議員の語り： アンケート及びインタビュー調査より

2018年から2019年にかけて、日本とルワンダで、同じ質問票を用意し、ルワンダでは下院の女性議員に、日本では、ルワンダの下院が80名の規模であることを考え、国会議員ではなく、地方議会の女性議員に、それぞれ10名にアンケートとインタビューを行った。インタビュー数は少ないが、質の高い調査を行っている。紙幅の制限があるため、本稿では、5点について、その結果を紹介したい。

(Q1) 政治の世界に入ることの障害になったものを下記から選んで下さい (複数回答可)

	ルワンダ	日本
資金面	1	4
女性の役割に対する世間の目	2	3
家事の責任	3	3
議員の職務についての経験の不足：演説、有権者との関係	1	3
政治が「汚い」とか腐敗していると見られること	2	2
自信の不足	0	2
家族からのサポート不足	0	2
他の男性たちからのサポート不足	3	0
他の女性たちからのサポート不足	0	2
身の安全	0	1
(その他 具体的に) 政治に興味なかった	1	0
宗教	0	0
政党からの支援不足	0	0
学歴の低さ	0	0
有権者からのサポート不足	0	0
なし	1	2

Q1の表を見ると、日本においてもルワンダにおいても、家父長制社会に典型的な性的役割分担が、女性が政治の世界に入ることの障害になっていることが分かる。ルワンダの女性議員が「他の男性たちからのサポート不足」として挙げた経験は、「女性は政治に向いていないと言われた」であるので、「女性の役割に対する世間の目」「家事の責任」「家族からのサポート不足」「他の男性たちからのサポート不足」「他の女性たちからのサポート不足」を家父長制の価値観の反映だとすると、日本の女性議員10名中7名、ルワンダの女性議員10名中4名が、家父長制の価値観を障害と感じたことになる。日本の女性議員の場合、他の女性議員の経験も含めて語られたことは、PTAの場を含めて、地域の女性たちから「家のこと（夫や子どものこと）を疎かにする」と反対されることである。この点については、ルワンダの女性議員からは「他の女性からのサポート不足」という言葉は聞かれなかった。

(Q2) 女性よりも男性の方が政治やリーダーシップに向いていると思いますか？

	ルワンダ(10名)	日本(10名)
思う	0	0
思わない	10	10

ルワンダ側の回答では、女性たちがジェノサイド後の社会の再建に大きく貢献してきたことの自信が全ての回答者から表明されている。日本側の回答では、男女に能力の差はないが、女性の方が経験不足であることや、ジェンダー・バイアスが女性の能力発揮の障害となっていることがマイナス要因として、PTAでは女性のリーダーシップが発揮されていること、女性の方が人びとの生活ニーズを支える政策を提案できることがプラス要因として指摘されている。

(Q3) クォータ制について、女性議員の数を増やすために必要な手段だと思いますか？

	ルワンダ(10名)	日本(10名)
思う	10	6

思わない	0	1
わからない		1
その他		2

日本側で「思わない」「わからない」と答えた2名の議員の理由は、クォータ制がなくても50%の議席を女性が獲得したというご自身の経験であった。「その他」として、「クォータ制は重要であるが、それを導入する前に、私たちは女性議員が増えやすい環境を改善しなければならない(ジェンダー平等社会)」、「クォータ制は重要であるが、比例代表制の議席を増やすことも重要である」という意見があり、全体として、クォータ制の評価は高い。2003年憲法でクォータ制がすでに導入されているルワンダ側では、全員がクォータ制の必要性を認めている。

(Q4) 議場内で、ハラスメントに該当する行為を経験したことはありますか？

	ルワンダ(10名)	日本(10名)
あり	1	8
なし	9	2

ルワンダの文化では野次はみっともないことで、男性同士でも行わないという説明も聞いたが、別の質問で、女性議員が増えたことで議会内の攻撃的な態度やセクハラが減ったかどうか尋ねたところ、8名が「減った」と答え、2名は「女性が議会の多数派であるため、自分自身に攻撃された経験がない」「ジェンダー関係の法律があるため攻撃的な言動は存在しない」と答えている。日本の女性議員については、自分自身か他の女性議員について、同僚議員からの野次を含む攻撃的な態度やセクハラやパワハラの経験を語っている。SNS上のものを含め女性政治家への脅迫まがいの行為はあとを絶たず、犯罪行為でありながら、野放し状態である(竹下2019)。「表現の自由」を理由に対策を講じようとしないう政府が、日本で政治を目指す女性が増えない原因を作っているという指摘もあった。

(Q5) 議会における女性の存在は、女性議員に対する国民の見方に好ましい変化を引き起こしたと思いますか？

	ルワンダ(10名)	日本(10名)
大きな変化があった	9	1
目に見える変化があった	1	4
小さな変化があった	0	3
目に見える変化はなかった	0	0
わからない	0	2

Q5については、ルワンダの女性議員10名の言葉を紹介して、この章を終えたい。

- ①女性議員は、指導力を示し、人びとの生活を変える法律を制定するのに貢献したことで、積極的に評価されるようになった。女性が政治的責任を果たすことに成功したので、多くの人びとが政治に女性が必要であると感じるようになった。
- ②女性の政治家は、他の女性のロール・モデルである。大統領のサポートがあるから、女性も男性もメンタリティを変えるようになった。
- ③今や女性議員は、議会においてもコミュニティの会合や活動においても、男性からも女性からも、明らかに支持されている。
- ④女性の政治家はもはや以前のように逸脱者として見られていない。
- ⑤女性議員が増えることで、女性たちはさらに自信を持つようになった。国民は女性の政治家に気楽に相談できるようになった。
- ⑥女性議員の増加で明らかに変化はあるが、私の学生の1人は2010年に「女性が統治するのは国にとって悪いことである」と言った。社会はもっと敏感になるべきで、さらなる教育が必要である。
- ⑦女性の政治家は国民と強い政治的意思に支えられている。ルワンダには強いジェンダー・マシーナリーがある。
- ⑧女性議員が増えることで、他の女性たちも政治に参加するようになった。また、GBVや相続

に関わる法律も制定された。

- ⑨指導的立場に女性が立つことによって、女性の能力を男性が信じるようになった。
- ⑩女性たちが家庭内や家族の問題に対して多くのアイデアを出すようになった。家族やコミュニティのジェンダー問題を改善する多くの法律や新しいプロジェクトが女性によってもたらされている。

おわりに—ルワンダから何を学ぶか

現地調査、女性議員へのアンケート・インタビュー調査や国連機関をはじめとする報告書をまとめると、ルワンダでは、夫の教育レベルや地域による差が見られるとはいえ、6割を超える女性議員の活動により、社会が家父長制の価値観から脱却する方向に着実に変化している。このルワンダの経験から日本は何を学べるだろうか。ルワンダでは、政治判断によりクオータ制が導入され、女性議員比率が急激に伸び、党派を超えた女性議員の連帯により女性の権利を守る法律が制定されている。この政治判断と女性の連帯は日本で見られるだろうか。

クオータ制を導入するかどうかは政治判断で決めることができる。議員立法により「政治分野の男女共同参画推進法」が制定されたが、与党から完全に無視されている。現政権にはクオータ制導入の意思はない。この状況下で、日本が現在直面しているシングルマザーの貧困、そしてこれに起因する子どもの貧困、児童虐待、いじめといった問題を解決できるのだろうか。ルワンダでは、女性議員が増加したことにより、女性や子どものための法律が次々と制定された。防衛やカジノを議論するよりも、子どもたちの命を守る方が重要であることが今の国会には理解されていない。そうであれば、ルワンダのように女性議員比率を3割以上に上げ、法整備と予算措置に早急に取り組むしか方策がない。政治判断ができなまま、世論がクオータ制の必要性を理解するまで、何年も待つのだろうか。

民主主義の在り方から考えれば、社会のさまざまな人口構成が議員構成に反映されるべきであり、女性議員が50%を占めることは当然の要請である

と考える。憲法改正議論では第9条にばかり目が向けられているが、日本国憲法には、ルワンダ憲法のように女性枠についての規定もなく、ましてや青年枠や障がい者枠もない。せつかく改正の議論をするのであれば、もっと世界に目を向けて、将来に誇れる改正になるように時間をかけて議論をしてはどうだろうか。

ルワンダにおいて女性議員を増加させた推進力は政治判断に加えて、強固な女性の連帯であった。日本では、どうだっただろうか。政治的権利を求める日本の女性たちの闘いは、太平洋戦争後に始まったわけではないし、女性の権利もGHQが初めて議論したわけではない。先行研究が明らかにしているように、明治の頃より、女性の政治参加を求める運動は活発であった。1920年には日本で初めて女性の政治的自由を要求した団体として「新婦人協会」が結成されている（1922年に解散）。敗戦の翌年、1946年の第22回衆議院選挙には、女性議員が大量当選したが、女性議員にはその能力を問うかなり辛辣な批判が、男性だけではなく女性からも投げかけられていた¹⁸⁾。それでも、女性の政治的権利を求める運動は、太平洋戦争で中断したものの、戦後から現在まで脈々と引き継がれている。しかし、日本の議会では、中央でも地方でも、女性の連帯は弱い。日本の議会で女性の連帯が実現しないのはなぜだろうか。次の課題として考えたい。

(注)

- 1) 女性と奴隷の地位を比較するくだりは、エジプトのナワル・エル・サーダーウィが小説『0（ゼロ）度の女—死刑囚フィルダス』で示した、妻よりも売春婦の地位の方が高いという語りにつながっている（エル・サーダーウィ 1987）。
- 2) 2014年には、東京都議会での発言中に男性都議から野次を飛ばされ、セクハラ発言をされた女性都議のニュースが世界を駆け巡った。2018年4月20日には自民党の衆院議員が、“#Me Too”のプラカードをもった野党の女性議員の写真を投稿し、揶揄する書き込みをしたことが問題となった（岡村 2018）。
- 3) CEDAW（2016：3，邦訳：4）には、「12. 委員会は、既存の差別的な規定に関する委員会のこれまでの勧告への対応がなかったことを遺憾に思う」として、婚姻適齢、再婚禁止期間、夫婦同姓、非嫡出子、差別禁止法に関する懸念が表明されている。
- 4) ルワンダの全体像、表2のガチャチャ（ジェノサイド罪容疑者を裁く伝統的司法）については武内（2009）が詳しい。経済大国である日本を、アフリカの小国ルワンダと比較することに抵抗があるかもしれないが、ルワンダ社会も日本社会も共に家父長制社会である。ただし同じ家父長制社会でありながら、2018年に世界経済フォーラムが発表した男女平等（ジェンダーギャップ）指数（GGI）では、ルワンダは149か国中6位であり、日本は110位（先進国の中では最下位）であった。
- 5) 東京大学谷口研究室・朝日新聞共同政治家調査など。アメリカでの女性議員の政策選好については吉野（2006）がまとめている。
- 6) 性犯罪の要件については、イギリスやカナダ、ドイツやスウェーデンといった国々では、同意がなければ罪に問える。
- 7) 1990年に国連の経済社会理事会は、指導的立場にある女性の割合を1995年までに少なくとも30%、2000年までに50%とするように勧告している（ECOSOC 1990：16）。
- 8) ルワンダ王国が維持してきたこの三者によるコンセンサスの政治体制を崩したのが、ベルギーとカトリック教会であった。モルトゥアンによる改革（The Morthan Reform of 1926-31）によりベルギーは、Queen Motherから政治的権限を奪い文化的象徴とし、評議会を解散した。同時に家庭における女性の権威も低下し、女性の社会的地位は思春期の少年と同じレベルに置かれた。そして植民地時代に施行された当時のベルギーの男尊女卑の価値観を反映した法律は、独立後しばらく温存された。他方で、ヨーロッパ人介入以前のルワンダ王国では一夫多妻制が認められており、ベルギーはこれには反対している。ルワンダの伝統文化が女性の権利を守り、ベルギーがそれを奪ったという単純な見方には反論もある（戸田 2015：8-10，221-222）。
- 9) 新政権が女性議員割合を増やそうとした理由については、2つの説明ができる。1つ目は、ルワンダ政府が国際社会からの評価と援助を獲得するために女性議員を増加させたという説明である。2つ目は、ジェノサイド後の和解と社会の再建を進めるために、ジェノサイド以前には政治から排除されてきた集団、つまり女性や若者たちを政治に包括させようとする政府の戦略があったという説明である。ジェノサイド後に成立した新政権は、様々な集団が代表を送ることができる政治システムを構想した。実際に2003

年憲法には、すでに述べたように女性だけではなく、若者や障がい者に対しても議会での議席が確保されている。

2つ目の説明について Powley は、i) ジェノサイドの結果生まれた大勢の寡婦やレイブの被害を受けた女性に加え、加害者として夫が刑務所にいる女性、レイブの結果生まれた子どもたちを支援する政策が必要であり政策がジェンダー化していったこと、ii) ジェノサイドの原因を権威主義・中央集権国家だと考えた GNU が民主化と地方分権化を進めており、女性のリーダーシップとジェンダーの問題への取り組みを民主化計画の証としたこと、iii) ジェノサイドの扇動者が性暴力を用いてタッチの共同体を崩壊させようとしたことから、ルワンダの再建にジェンダーの視点が必要であったこと、iv) 性暴力の被害者である女性の方が紛争の再発防止と平和構築に熱心であったこと、そして、v) 亡命タッチ2世が主体の RPF のメンバーが、訓練を受けたウガンダにおいて導入され、南アのアフリカ民族会議 (ANC) も採用し成功したクォータ制の効果を理解していたことなどを挙げている (Powley 2003: 14-17)。

- 10) 2014年8月、NGO 関係者からの聞き取り。
 11) UNDP の報告書には国名が明記されていなかったが、アルジェリアが1つの例として挙げられる。「女性はこの闘争に看護婦や料理人、洗濯女として協力したほか、ヴェールの下に爆弾を隠し持つ『運び屋』としても活躍したが、この軍事行動はあくまで非常事態ゆえの例外的措置と考えられた」(飯塚 1996: 270)。
 12) Law N° 22/99 of 12/11/1999 to Supplement Book I of the Civil Code and to Institute Part Five Regarding Matrimonial Regimes, Liberalities and Successions.
 13) CEDAW が指摘した問題点には下記のようなものがある。

男性や少年に高い地位を与え、結果として女性や少女を従属の立場に置くことになる、社会に深く根ざした家父長制的な態度とステレオタイプが存在し、女性や少女の社会的地位、自主性、教育を受ける機会や専門的職業を台無しにするとともに、女性に対するジェンダーに基づく暴力 (GBV) の根底にある原因となっている。

具体的には以下の3点が指摘されている。1) 15歳以上の男女を比較すると、同じ年の少年と比べて、少女の方が家事を1日6時間多く行っている。このような家庭内の不公平な負担が社会が受け入れている。2) 世帯内の意思決定に女性が関われないこと

が多く、世帯内の財産管理は男性が行っている。3) 意思決定ができる立場に女性を置くことについて広い同意が見られず、また、女性が決定したことを実施することに対する嫌悪が見られる。

- 14) Law N°32/2016 of 28/08/2016.
 15) Law N° 003/2016 of 30/03/2016.
 16) 女性の地位について、小規模農業を行う女性についての Action Aid の報告書では、ルワンダの小規模農家の女性の71%は家庭内の意思決定に関わることができずとあった (Action Aid 2014: 9)。この報告書の記載について、筆者の聞き取り調査では、Action Aid が調査を行った地域が南部の保守的な地域であることと、家庭内での女性の地位は、夫の教育レベルによって大きな違いがあるという指摘があった。
 17) 一部の国では、クォータ制を満たすために政治家の妻や娘が利用されたなどの批判もある。
 18) 女性議員への中傷、議場での野次は、この当時から相当厳しいものがあつた。詳しくは大海 (2005: 30-64) を参照のこと。

〈参考文献〉

- 飯塚正人 (1996) 「ハーレムの外へ——北アフリカにおける女性の社会進出とイスラーム」 山内昌之編 『イスラーム原理主義』とは何か』 岩波書店。
 N. エル・サーダーウィ (1987) 『0度の女: 死刑囚フィリダス』 (鳥居千代香訳) 三一書房。
 大海篤子 (2005) 『ジェンダーと政治参加』 世織書房。
 春日雅司 (2016) 『女性地方議員と地域社会の変貌——女性の政治参画を進めるために——』 晃洋書房。
 武内進一 (2009) 『現代アフリカの紛争と国家——ポストコロニアル家産制国家とルワンダ・ジェノサイド』 明石書店。
 竹安栄子 (2002) 「地域政治への女性参画を阻む要因」 京都女子大学現代社会学部 『現代社会研究』 第3号, 5-20頁。
 戸田真紀子 (2015) 『貧困、紛争、ジェンダー——アフリカにとっての比較政治学』 晃洋書房。
 三浦まり (2016) 『日本の女性議員——どうすれば増えるのか——』 朝日新聞出版。
 J. S. ミル (1957) 『女性の解放』 (大内兵衛・大内節子訳) 岩波書店。
 吉野孝 (2006) 「アメリカ政治学における女性議員の研究——女性議員数の増加とその効果を中心に——」 『早稲田政治経済学雑誌』 No.365, 60-76頁。
 CEDAW (UN Committee on the Elimination of Discrimination Against Women) (2016) *Concluding*

- observations on the combined seventh and eighth periodic reports of Japan*, https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CEDAW/Shared%20Documents/JPN/CEDAW_C_JPN_CO_7-8_21666_E.pdf (2019年9月11日確認)
(内閣府男女共同参画局訳「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」http://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryo/pdf/ka49-2-2.pdf (2019年9月11日確認))
- CEDAW (2017) *Concluding observations on the combined seventh to ninth periodic reports of Rwanda*, 9 March 2017, CEDAW/C/RWA/CO/7-9, <https://www.refworld.org/docid/596f4b0a4.html> (2019年9月15日確認)
- Devlin, Claire and Robert Elgie (2008) "The Effect of Increased Women's Representation in Parliament" The Case Study of Rwanda," *Parliamentary Affairs* Vol.61 No.2, pp. 237–254.
- Gender Monitoring Office (Rwanda) (2011) *Gender Impact Assessment of the Law N° 22/99 of 12/11/1999 to Supplement Book One of the Civil Code and to Institute Part Five Regarding Matrimonial Regimes, Liberalities and Successions*. http://gmo.gov.rw/fileadmin/user_upload/Researches%20and%20Assessments/Gender_Impact_Assessment_of_the_Law.pdf (2019年9月16日確認)
- Powley, Elizabeth (2003) "Strengthening Governance: The Role of Women in Rwanda's Transition." Hunt Alternatives Fund. https://www.inclusivesecurity.org/wp-content/uploads/2012/08/10_strengthening_governance_the_role_of_women_in_rwanda_s_transition.pdf (2019年11月15日確認)
- Powley, Elizabeth (2006) "Rwanda: The Impact of Women Legislators on Policy Outcomes Affecting Children and Families," *The State of the World's Children 2007 Background Paper*. <https://www.unicef.org/sowc07/docs/powley.pdf> (2019年11月15日確認)
- UNDP (2012) *Empowering Women for Stronger Political Parties* (February 2012, UNDP) <http://www.undp.org/content/undp/en/home/librarypage/womens-empowerment/empower-women-political-parties/> (2019年9月29日確認)
(内閣府仮訳 (2013) 『政党をより強くするための女性のエンパワーメント：女性の政治参加促進のためのガイドブック』)
- 岡村崇 (2018) 「長尾・自民衆院議員ツイッターに #Me Too 議員を「セクハラと縁遠い方々」 批判殺到、謝罪し削除」 『毎日新聞』 2018年4月23日朝刊
- 酒井充 (2019) 「『男女候補同数』へ順法精神のかけらもない政党」 『産経新聞』 2019年4月8日
- 在ルワンダ日本大使館 HP 「平成24年度草の根・人間の安全保障無償資金協力『ジェノサイド未亡人支援のための集会所建設計画』：完工式の開催 (2016年6月27日)」 https://www.rw.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000016.html (2019年9月22日確認)
- 時事通信社 (2019) 「[図解・政治] 参院選2019・女性立候補者の推移 (2019年7月)」 『時事ドットコムニュース』 2019年7月4日 https://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_pol_election-sangiin20190704j-10-w430 (2019年11月15日確認)
- 竹下郁子 (2019) 「女性政治家、SNS 脅迫告訴から1年も『捜査に進展なし』。問われるツイッター社の責任」 *Business Insider Japan* 2019年9月2日 <https://www.businessinsider.jp/post-197769> (2019年11月15日)
- 内閣府・男女共同参画推進連携会議 (2011) 「『2020年30%』の目標の実現に向けて」 http://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/2020_30/pdf/2020_30_all.pdf (2019年9月29日確認)
- 内閣府男女共同参画局 (2011) 「様々な分野における女性の参画」 『平成24年版男女共同参画白書』 http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h24/zentai/html/honpen/bl_s01_03.html (2019年11月15日)
- UN WOMEN 日本事務所 HP 「目標5：ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女兒のエンパワーメントを図る」 <https://japan.unwomen.org/ja/news-and-events/in-focus/sdgs/sdg5> (2019年9月29日確認)
- AVEGA <https://avega.org.rw> (2019年9月22日確認)
- ECOSOC (1990) "Resolutions and Decisions of the Economic and Social Council." <https://digitallibrary.un.org/record/files/e-1990-90-e> (2019年9月29日確認)
- IPU (Inter-Parliamentary Union) (2019) "Percentage of women in national parliament," <https://data.ipu.org/women-ranking?month=9&year=2019> (2019年9月13日確認)
- Pro-Femmes/ Twese Hamwe <https://www.profemmes.org/> (2019年9月22日確認)
- UN Statistics Division <https://unstats.un.org/sdgs/report/2017/goal-05/> (2019年9月1日確認)

The Effect of Increased Women's Parliamentary Representation on Patriarchal Societies

— Lessons from Rwanda and Japan —

TODA Makiko *
Fortunée BAYISENGE **

〈Abstract〉

The purpose of this study is to examine whether the high level of women's representation in politics contributes to change the patriarchal values in societies of Rwanda and Japan. There are many works on women's representation in parliament, but most studies focused on the causes of their under-representation. Also, most of the case studies have been conducted inside the Western context. With face to face interviews with female Parliamentarians in Rwanda and Japan, the study revealed positive effects of female political representation on patriarchal values. Although Rwandan society is still patriarchal, the increased number of female MPs in the Lower House contributed to the change in laws underpinning patriarchal norms (especially with regard to women's access and control over property, education and gender-based violence), and changed the community's attitude toward women's ability and leadership skills. As the Japanese society does not have a quota system yet, the presence of women in Lower House is very low and this facilitate the society in maintaining patriarchal values unchanged. Furthermore, the findings of this study demonstrate that state's political commitment and women's political organization in Rwanda have been at the base of these achievements.

Keywords : Parliament, Women's Representation, Patriarchal Society

* Kyoto Women's University

** Protestant Institute of Arts and Social Science, PIASS, Rwanda

